

気仙沼市告示第94号

気仙沼市観光魅力創造補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 気仙沼市観光戦略に基づく活力ある地域づくりや魅力ある観光地づくりを推進するため、市民が主体となって実施する地域観光資源を活用した観光誘客事業に要する経費について、当該事業を実施する民間事業者及び市民団体に対し、予算の範囲内において気仙沼市観光魅力創造補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、気仙沼市補助金等交付規則（平成18年気仙沼市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 気仙沼市観光戦略 気仙沼市観光戦略会議が平成25年3月29日に市長に提出した観光に関する戦略的方策において提示した戦略をいう。
- (2) 地域観光資源 地域の生活，自然，歴史，伝統，文化，産業その他の観光の振興に資する資源をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、気仙沼市観光戦略に基づき、地域観光資源を活用し、地域の振興又は観光客の誘致促進に寄与し、かつ、継続的な実施が期待できる事業であって、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が60万円以上のものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たす法人
 - ア 市内に事業所を有すること。

イ 市税の滞納がないこと。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす事業を営む個人（以下「個人事業主」という。）

ア 個人事業主が市内に住所を有する者であること。

イ 市税（国民健康保険税を含む。次号並びに第6条第1項第2号及び第3号において同じ。）の滞納がないこと。

(3) 次に掲げる要件の全てを満たす市民団体

ア 構成員が5人以上であること。

イ 構成員の半数以上が市内に住所を有する者であること。

ウ 代表者が市内に住所を有する者又は通勤若しくは通学している者であること。

エ 定款，規約その他これらに類するものを作成していること。

オ 団体内で，予算及び決算の会計報告並びに監査が毎年行われている，又は行われると見込まれること。

カ 市内に住所を有する構成員の全てが，市税を滞納していないこと。

(4) 前3号に掲げるものにより構成される共同体

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するものは，補助金の交付対象としない。

(1) この要綱による補助金の交付を受けようとする事業（以下「補助事業」という。）に対し，市から補助金，交付金その他これらに類するものの交付を受けるもの

(2) 気仙沼市暴力団排除条例（平成25年気仙沼市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は，別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず，国又は地方公共団体からの補助金，交付金その他これらに類するものの交付を受けるときは，別表の規定による補助対象経費の額から当該交付を受ける額を控除するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず，法人その他の団体（国，地方公共団体及び前条第1項第4号の共同体の構成員を除く。）からの助成金，支援金その他これらに類するものの支給を受けるとき，又は補助事業の実施に伴う収入があるときは，補助額は，補助事業の収入総額が補助事業の支出総額を上回らない範囲内の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式は、観光魅力創造補助金交付申請書（様式第1号）とし、同項第3号の規定により添付しなければならない書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類

ア 補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助金交付対象年度」という。）の事業計画書

イ 補助金交付対象年度の収支予算書

ウ 市税を完納していることを証明できる書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人事業主である場合 次に掲げる書類

ア 補助金交付対象年度の事業計画書

イ 補助金交付対象年度の収支予算書

ウ 市税を完納していることを証明できる書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 申請者が市民団体である場合 次に掲げる書類

ア 補助金交付対象年度の事業計画書

イ 補助金交付対象年度の収支予算書

ウ 構成員名簿（構成員の住所が記載されたもの）

エ 代表者が市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学していることが分かる書類

オ 市税を完納していることを証明できる書類（市内に住所を有する構成員に係るもののみ）

カ 定款、規約その他これらに類する書類

キ 補助金交付対象年度に係る団体の予算並びに補助金交付対象年度の前の年度に係る団体の決算及び監査に関する書類

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 申請者が第4条第1項第4号に規定する共同体である場合 共同体の構成員（法人、個人事業主又は市民団体をいう。）の区分に応じ、それぞれ前3号に規定する書類

2 補助事業の募集期間については、市長が別に定める。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、提出書類の内容を審査し、交付又は不交付の決定をし、観光魅力創造補助金交付決定通知書（様式第2号）又は観光魅力創造補助金不交付決定通

知書（様式第3号）により，当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第6条の規定により付する条件は，次のとおりとする。

- （1） 交付を受けた補助金は，補助事業に要する経費に使用するものとし，目的外に使用してはならないこと。
- （2） 補助事業を中止し，又は廃止する場合には，市長の承認を受けること。
- （3） 補助金の収支を明らかにした帳簿を備え，証拠書類を整備し，かつ，当該帳簿及び書類を事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

（事業の変更承認申請等）

第9条 第7条の規定による補助金交付決定通知を受けた民間事業者及び市民団体（以下「補助事業者」という。）は，事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは，速やかに観光魅力創造事業変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。ただし，次に掲げる軽微な変更にあつては，この限りでない。

- （1） 補助対象経費の総額の20パーセントを超えない範囲で減額する場合（減額後の補助対象経費の総額が，60万円以上の場合に限る。）
- （2） 前号に掲げるもののほか，事業の細部を変更する場合

2 市長は，前項の規定による申請があつた場合において，提出内容を審査し，適当と認めるときは，観光魅力創造事業変更承認通知書（様式第5号）により，当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第14条の規定による実績報告書は，観光魅力創造事業実績報告書（様式第6号）によるものとし，その提出期限は事業が完了したときから30日を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日とする。

2 規則第14条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

- （1） 事業実施報告書
- （2） 収支精算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は，前条第1項の実績報告書を受理したときは，その内容

の審査を行い，補助金の額を確定し，観光魅力創造事業補助金額確定通知書（様式第7号）により，当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は，前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	1 講師・出演者の謝金及び出演料 2 旅費（視察旅費を除く。） 3 会場使用料及び設営費 4 広告宣伝費 5 印刷製本費 6 委託料 7 通信運搬費 8 原材料費 9 その他市長が特に必要と認める経費
補助金の額	補助対象経費の3分の1以内で，2,000,000円を上限とし，その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。